

制度

「国の教育ローン」の
ご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

■ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、扶養する子どもの人数が1人の場合は、給与所得が790万円以内（事業所得者は590万円以内）の方。

なお、子どもの人数に応じて給与所得額（事業所得額）の制限が引き

上げられます。詳しくは、お問い合わせください。

■融資金額

学生・生徒1人につき200万円以内

■利率

年2.65%（平成20年10月1日現在）

■問合せ

「国の教育ローン」コールセンター
☎0570・0088656

（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルがご利用いただけ

ない場合

☎03（5321）8656

日本政策金融公庫旭川支店国民生

活事業

☎0166（23）5241

＜第5次浜頓別町まちづくり計画＞
町づくり計画審議会を開催しました

第5次浜頓別町まちづくり計画にかかる町づくり計画審議会専門部会が次の日程で行われました。

専門部会では、町から審議会に諮問された「第5次浜頓別町まちづくり計画（素案）」について、審議が行われ、幅広い質問や意見が出されました。

- ▶ 10月23日（木） 町づくり計画審議会第1専門部会
- ▶ 10月27日（月） 町づくり計画審議会第3専門部会
- ▶ 10月28日（火） 町づくり計画審議会第2専門部会



問合せ 役場総務課企画広報係
☎2-2345（内線218・220）

年金

年末調整や確定申告には「社会保険料
（国民年金保険料）控除証明書」を

問合せ 役場住民課住民係 ☎2・2345（内線114）

に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

毎月11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の金額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、最寄りの社会保険事務所（全国312カ所）をご利用願います。

■問合せ

稚内社会保険事務所
0162（32）1941
ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

国民年金保険料の納付は、

口座振替が便利でオトクです
納め忘れがなく便利な
口座振替をぜひご利用ください